

## 青森市納税通知書等送付用封筒広告掲載取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、青森市が納税通知書等を送付する際に用いる封筒（以下「送付用封筒」という。）に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (送付用封筒の種類)

第2条 広告を掲載する送付用封筒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税納税通知書等送付用封筒
- (2) 軽自動車税納税通知書等送付用封筒
- (3) 市民税・県民税納税通知書等送付用封筒

### (広告の掲載位置及び規格等)

第3条 広告の掲載位置は、送付用封筒の裏面とし、その掲載枠は2枠を上限とする。

- 2 広告1枠あたりの規格は、縦6センチメートル、横7センチメートルとする。
- 3 広告の色は、送付用封筒の印刷に使用する色（単色）と同色とする。
- 4 広告の掲載は、1広告主につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者数が募集した枠数に満たない場合で、当該希望者が複数枠の利用を希望するとき、これを認めることがある。

### (広告の料金)

第4条 広告掲載に係る1枠当たりの料金の額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税納税通知書等送付用封筒 110,000円
- (2) 軽自動車税納税通知書等送付用封筒 70,000円
- (3) 市民税・県民税納税通知書等送付用封筒 56,000円

### (送付用封筒の使用期間)

第5条 送付用封筒の使用期間は、各税目において当該年度の納税通知書等を最初に送付した時から、概ね1年間とする。

(広告掲載の制限)

第6条 要綱第3条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (2) 青森市の市税を滞納している者
- (3) 住所又は所在地が青森市でない者であって、住所地又は所在地の市区町村に納付すべき税を滞納している者
- (4) その他納税通知書等送付用封筒に広告を掲載することが適切でないと認める者

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、広報あおもり及び青森市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、青森市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書(様式第1号)及び青森市市税納付確認同意書(様式第2号)に次に掲げるものを添えて行うものとする。

- (1) 広告掲載の見本(紙ベース)
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明する書類(直近3ヶ月以内に取得したもの)
- (5) 住所又は所在地が青森市でない場合は、住所地又は所在地の市区町村に納付すべき税について滞納がないことを証する書類(直近3ヶ月以内に取得したもの)
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 前条の規定による掲載申込みが、1送付用封筒につき3者以上ある場合は、抽選により決定するものとする。

3 要綱第5条第2項の通知は、青森市納税通知書等送付用封筒広告掲載決定通知書(様式第3号)又は青森市納税通知書等送付用封筒広告非掲載決定通知書(様式第4号)により行う。

(料金の納入等)

第9条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等

で行うものとする。

- 2 広告主は、広告の版下原稿を前項の指定期日までに提出するものとする。  
この場合において、版下原稿の作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当する  
場合において、当該状態を解消することを求めて行うものとする。

- (1) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに料金を納入しないとき。
- (3) その他青森市納税通知書等送付用封筒の送付上支障があると認めるとき。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成20年11月4日から実施する。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成21年10月27日から実施する。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成28年8月31日から実施する。